

第16回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月28日(月) 午前10時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)

3. 出席委員 14名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案32号 農地法第3条の規定による許可について

日程第3 議案33号 農地法第4条の規定による許可について

日程第4 議案34号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 清原局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午前11時30分

8. 会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は14名であります。 定足数に達しておりますので、第16回、大樹町農業委員会、総会を開きます。会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、6番・竹内 稔委員、7番・水野 敦委員を指名いたします。 日程第1、農業委員会業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。
清原局長	それでは、9月27日開催の第15回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。 1の会議関係では、10月4日、北海道農業会議WEB説明会が開催され、事務局長が出席しております。 10月8日、十勝農業委員会連合会役員会が帯広市で開催され、穀内会長が出席しております。 10月15日、農政委員会を開催し、金曾浩文委員長以下、委員5名、穀内会長、太田代理が出席し、町に対する農業施策の実施及び予算確保の要望書の協議を行っております。この件は、この後の委員協議会の議題となっておりますので、よろしくお願いします。 10月16日、のうねんセミナーが開催され、事務局員が出席しております。 10月24日、第1班 岩岡班長以下委員3名において、日方地区の農地転用許可申請1件に係る現地調査を行っております。 次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてです。 今月の報告は4件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。また、2法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。 最後に3番「その他」で、10月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。 以上で業務報告を終わります。
穀内会長	報告が終わりました。 報告の内容について質疑はありませんか。 (質疑なし) 以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第30号、現況証明願いについて、申請番号1番から2番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第32号、農地法第3条第1項の規定による許可についての提案説明を申し上げます。 農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。 農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判

	断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。 今回審議いただく案件は、1件です。内訳は、所有権の移転が1件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■ ■■ 氏、譲受人は、■■ ■■ ■■ ■■ であります。経営面積は、■■㎡であり、売買価格は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、三木委員となっております。以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、地区担当委員より調査報告を求めます。 申請番号1番について、下大樹地区担当委員、三木 隆志 委員から報告願います。
三木委員	申請番号1番、につきましては、譲渡人による所有権移転となっています。 譲受人は、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第12号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第4、議案第33号、農地法第4条の規定による許可について、申請番号1番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第33号、農地法第4条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。 農地などに農業施設や農家住宅などを建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。

	転用者と転用する土地の所有者が同一者若しくは同一の経営体に属する親族から承諾を受けている場合は、農地法第4条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第4条の規定による許可を受けることになります。 今回ご審議頂きます申請は、日方地区での乾乳舎の建設のための転用申請1件となっております。 つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、乾乳舎による案件です。申請人は、■■ ■■ ■■であります。所在、地番につきましては、字■■■、登記簿・現況地目は、何れも畑、農振につきましては、農業用施設であります。面積は、■■㎡のうち■■㎡、転用の時期につきましては、許可の日から■年間、工期は、許可の日から、令和■年■月■日であります。 現地調査につきましては、10月24日に第1班 岩岡班長 他2名により実施しております。 また、別紙に、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、調査班より調査報告を求めます。 第1班班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。
岩岡委員	申請番号1番につきましては、1班で現地調査を行いました。現地調査では、既存の施設用地では狭く、他の代替地もないことを、確認しました。本案件について、農地転用の立地基準及び、一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第33号、農地法第4条の規定による許可について、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。

	日程第4、議案第34号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から2番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第34号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。 旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。今回ご審議頂きます申請は2件です。内訳は、あっせんによる所有権移転が1件、農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社の買い受けによる所有権移転が1件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よりしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。移転時期は令和■■年■■月■■日となっております。なお、あっせん会議につきましては、7月25日 第1班 岩岡班長 他4名により実施しております。以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に申請番号1番について、 あっせん班より地域調整報告を求めます。 第1班班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。
岩岡委員	申請番号1番につきましては、譲渡人から売買のあっせんの申出が、あったため、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、7月25日のあっせん会議で価格を決定し、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第34号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地

	利用集積計画の決定について、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。 譲渡人は、■■ ■■ ■■ 氏、譲受人は、■■ ■■ ■■、当地における売買価格は、■■円 10a当り■■円です。移転時期は、令和■年■月■日となっております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号2番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第34号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。
清原局長	次回の総会につきましては、11月26日火曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第16回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和6年10月28日

会 長

委 員 (6 番)

委 員 (7 番)